

令和5年第4回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和5年4月26日
		13時30分～15時30分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和5年第4回海老名市農業委員会定例総会

令和5年4月26日「令和5年第3回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、
主事 高野 栞、主査 中山康一

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第23号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第24号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
日程第5	議案第25号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第6	議案第26号	農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (3) 非農地証明書の証明願による専決処分について

(4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間:午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、11番委員、12番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴人がないということなので、このまま続けさせていただきます。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号11について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 提案説明に入る前に、資料の訂正、差替えがございます。事前に皆様に配付しておりました議案書等が封入された封筒の中に資料集も一緒に入っていたかと思いますが、資料1-1において、筆の表記に一部誤りがございました。修正、訂正資料として、A4用紙1枚もので、上に四角く「正」という字が記載されている資料1-1が修正した内容となっておりますので、そちらを使用させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

われ、この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いたします。7番委員。

【7番委員】 昨日、現地調査班第1班の5名と事務局2名で現地を確認させていただきました。先ほど説明があったように、現況は畑のところは雑種地、山林が畑となっていることを確認しております。雑種地のほうは適正に管理されておりました。また、畑のほうも野菜が作付されているということで、問題ありませんでした。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号11について、質疑のある方。

【19番委員】 ■■■■■ですけれども、ここは■■さんの土地ですよ。公図の2枚目です。山林だということなので。この山林の所有者は■■さんではない。

【12番委員】 ■■さんから■■さんに。

【19番委員】 行っていますね。この山林に関しては、土砂崩壊の規制区域に入っていないですね。

それともう1つ、西側の田んぼは、この川に排水を落としていますか。

【12番委員】 ここの入り口からは直接落としていないです。この畑からは直接落としていないです。

【19番委員】 畑ではなくて、下の川がありますよね。川の下の方に■■■■■とか、■■■■■。

【12番委員】 これはもっと上流から取入口があって、U字溝で全部下流まで行くようになっています。

【19番委員】 この土地には一切。

【12番委員】 直接この釜坂川からは、この畑を通じて田んぼに行くということはないです。

【事務局長】 釜坂川という川がありまして、ここは排水はしていません。全部水の取り入れで、12番委員もおっしゃったように、当該の畑、もっと北側のほうから用水をつくって、ちょうど今基盤整備しているんですけれども、そこから田んぼに入れているということなので、この畑に関しては、釜坂川と関連性

はないということでございます。

【19番委員】 土砂崩壊の規制区域には入っていませんね。山林は多分斜面になっているんですけども、土砂崩壊とか、そういった規制区域内には入っていない。

【事務局長】 分かりませんので、もし今調べられたら調べて、また終わるまでに、分かれば。

【19番委員】 子供がいるような幼稚園なので、その上に畑がある、畑を今回3条申請で畑をつくる上で土砂崩壊になると、当然、上の畑も崩れちゃうので、その辺のところが心配だったので、それで質問しただけです。

【事務局長】 調べられるだけ調べて。

【12番委員】 私もそこから200メートルぐらいか300メートル北側の住宅地の斜面のところに住んでいるんですけども、市のハザードマップ、そういうのは全く問題ありません。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号11を許可することについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

続きまして、議案書7ページ、受付番号12と13ですが、お諮りいたします。

受付番号12と13は、譲受人が同じですので、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決は個別に行いたいと思います。さらに、受付番号12の前に、議案書20ページ、議案第26号の解約の通知を先に決定することが必要と考えます。よって、審議の順序については、議案第26号、受付番号2を先に行い、決定されたならば受付番号12と13の審議に入らせていただき、決定されない場合は、以降の進め方について、改めてお諮りしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん、妻の■■さん、父親の■■さん、母親の■■■さん、祖母の■■さんの5人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和5年の農家台帳におきまして、父親の■■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■■さんが13年、妻の■■さんが11年、父親の■■さんが43年、母親の■■■さんが39年、祖母の■■さんが78年だそうです。農業従事日数は、■■さんと父親の■■さんがともに300日、妻の■■さんが150日、母親の■■■さんが200日、祖母の■■■さんが30日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具として、耕運機1台、トラクター3台、田植機2台、コンバイン3台、防除機1台、トラック3台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 昨日、現地調査してまいりまして、田んぼの北側に道路がありまして、アスファルト舗装してあったのですが、若干その田んぼと道路の間に農具の置場があるということで、そこはあるにしても、アスファルトだからというところで農具を置いて作業するのかなというところを感じました。田んぼについては正しく耕作されているというふうにちゃんと見受けられましたので、特に問題ないと判断いたします。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号12と13について、質疑のある方、一括でお願いいたします。

【20番委員】 案内図のほう、資料2-1と3-1のところで、2のほうの■■■■とこの左側、ここは畔か何かで分けてあるのか。これが1つの田んぼになって

いるのか。細長い。写真を見ると、畔があるのかないのかよく分からない。
分けてあるのかどうか。■■■の隣。

【事務局長】 それでは、事務局のほうから。今、ご質問、案件が2つあって、当該地が筆が3つと、■■■■■、■■■■■、■■■■■、これが1つの水田なのかというご質問だと思いますが、1つでございます。

【20番委員】 ■■■の左は。

【事務局長】 畔で分かれ。コンクリート畦畔でございます。

【20番委員】 同じ。■■■の隣も1筆。

【事務局長】 ■■■と■■■の間ですか。

【20番委員】 資料2-1の案内図で、■■■■■というところがあるじゃないですか。

【事務局長】 これは筆が■■■■■と■■■■■に分かれていますけれども、畔は真ん中に畦畔はございません。

【20番委員】 左側も1つ。番号がにじんでよく分からないんですけど。左側。■■■になっているの。

【事務局長】 西側の水田は、地番で言うと■■■■■になります。

【20番委員】 ここは分かれています。

【事務局長】 ここはコンクリートの畦畔がありますので、違う方の農地になります。ですから、この案件の■■■■■、■■■■■、■■■■■には1つの水田として形成されております。

【20番委員】 分かりました。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

【6番委員】 今の案内図の関係で、■■■■■と■■■■■、大きさが随分違うので、■■■が■■■平米、■■■■■が■■■平米で、ここは真ん中の区切っている位置が違うんですか。

【事務局長】 面積は議案書のとおり、■■■■■が■■■、■■■■■が■■■とかなり違っているの。あと、資料2-1の位置が、若干、■■■■■が少し小さく線を引いていて、その次の資料2-2の公図を見ていただければ分かるんですが、申し訳ございません、この公図の線とうちの資料が少しずれたかなという感じです。

【6番委員】 そうですね。

地区委員の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 現地のほうは、もともと■■さんが耕作していましたので、問題ないと思います。■■さんのほうも、通常、息子さんと■■さんとの親子でやっておりますので、耕作のほうの問題、あと、トラクター等もありますので、特に問題ないと考えます。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 事】 詳細説明させていただきます。

まず、■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■さん、妻の■■さん、子である■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和5年の農家台帳において、■さんになっております。続いて、農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■さんと■■さんが50年、子の■■さんが15年と伺っております。農業従事日数は、3人とも200日だそうです。続いて、■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■平米、合計が■■■■■■■■■平米でございます。続いて、機械についてでございます。主要農機具として、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、防除機1台、トラック3台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 昨日、現地調査をしてきました。2筆とも田んぼとして耕耘されている状態でございます。特に問題ありません。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号14について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号14について、採決をさせていただきます。
許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。
続きまして、受付番号15について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号15について、提案説明させていただきます。

申請地は、中河内■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、畑、
面積、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、中河内■■
■■番地、■■■■、譲渡人は、中河内■■■■番地、■■■■、権利の
種類は、所有権の移転、目的は、交換による有効利用でございます。現地の
案内図及び写真については、資料5-1でございます。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 これは第1回の総会の際に議案に載ったところです。これは農地に市
道が入っているということで、修正ということで来られました。

以上です。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 ■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん
、母の■■■さん、弟の■■さんの3人が世帯員として登録されており、う
ち■■さんのみが農業従事者だそうです。経営主につきましても、令和5年
の農家台帳において、■■さんになっております。続いて、農業への従事状
況についてでございます。農業経験年数は、■■さんが50年、農業従事日
数は、360日だそうです。続いて、■■さんの世帯の現在の農業経営面積
でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計
、■■■■■平米でございます。続いて、機械についてでございます。主
要農機具として、耕運機1台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1
台、防除機3台、トラック2台を所有しております。取決めに従い、支障が

出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 昨日、現地調査を行ってきました。資料の写真のとおり、道路と建屋の間の5平米強の場所となります。特に状況的には問題ありませんでした。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号15について、質疑のある方。

【19番委員】 先ほど17番委員のほうから、農地に市道が入っていたという話なのですけれども、この農地に海老名市の道路が入っていたんですか。

【主査】 第1回でしたかの定例総会で、同じ譲渡、譲受人の何筆かを交換による有効利用ということで許可したと思うんですけれども、1筆、細長い市道沿いの土地が残ってしまして、それは実際農地の一部なのですけれども、なぜか固定資産税の記録が公衆用道路となっていました。申請書にそのように書いてあったのですけれども、そこは資産税の記録を書き替えてもらってくださいというような説明をして、当時の審議から除外しています。細長い5. 幾つですか…がようやく4月に、今月上旬に書き替えが終わりまして、晴れて登記簿も現況も農地という形になりましたので、残ったこれだけを今回ご審議いただいているという状況でございます。縄伸びでこうなっちゃったみたいなお聞きしていますが、一応市のほうとの記録の食い違いがあったので、そこを直して申請しているということです。

以上です。

【議長】 よろしいでしょうか。

【19番委員】 分かりました。ありがとうございました。

【議長】 ほかに質疑のある方。

【6番委員】 この案内図の写真を見て、あと現況を見て、現況が畑となっているんですけれども、実際、こういうのは畑なんですか。

【主 査】 温室の一部ということで、畑という形で対応させていただいています。内部が土耕の温室でございます。

【6 番委員】 そうすると、中の施設の附属物というような形の土地で農地なんですか。

【主 査】 平成14年ぐらいに、国から通知が出ていまして、その中で、こういう重油加温の設備の在り方については農地とみなして差し支えないというふうに整理されていますので、そのように進めたところでございます。

【事務局長】 基本的に温室が例えば建っていても、温室の周りも、温室を使用するために使うということで、例えば1,000平米の畑に900平米の温室をつくと、じゃ、残りの100は農地じゃなくなるのかよといったら、そんなことはなくて、当然温室を利用するには、実際にはそこをうなう人はいませんけれども、出入口にもなりますし、一応登記簿上農地として、そういうお答えでよろしいでしょうか。

【6 番委員】 いいですよ。

【事務局長】 ですから、畑です。

【6 番委員】 分かりました。

【議 長】 ほかにございますでしょうか。

【20 番委員】 これ、重油タンク。

【事務局長】 重油がこぼれないように。

【20 番委員】 ということは、うちなんかのタンクのところも、こういうふうに少し引っ込んでいるの。道路から。

【事務局長】 20番委員方の重油のタンクはどうか分からないですけども、ただ、今言っているように、1,000平米の土地に900平米の温室があつて、その1,000平米以内に当然A重油をつくるタンクがあつても、そこは基本的に構わないと。畑になると。

【20 番委員】 扱いが市道になっていないかという。組合のトマト部会の人みんな重油のタンクとかあるじゃないですか。それが同じ頃もしコンクリートを立ち上げてこういうふうにつくる。つくりは一緒なんです。こういうコンクリートの立ち上がりが。

【事務局長】 これは市道ではなく、畑につくつてある。

【20 番委員】 先ほどの説明だと、国だか県の指導で、引っ込んでつくれと書いてある

。指導があったと言われたんだけど、同じようなことがあるかないか。

【事務局長】 もしかしたらあるかもしれませんが、そんなに可能性としては、基本的にさっき言っているように、畑は畑ですから、そこを公衆用道路というふうになして、資産税当局のほうで、今の■■さんのところはあったんでしょうけれども、だからといって、じゃ、全部がそうかという、それはないとは思いますが、もしあれでしたら、確認のほうは後ほど。

【20番委員】 うちも横を市道が通っているから、同じように。重油が来るということは、トラックが来て入れるでしょう。みんな市道の横、近くのところだから。

【事務局長】 基本的にはないはずですけど。

【20番委員】 分かりました。それは個々の確認ということで。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号15について、採決をさせていただきます。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

続きまして、受付番号16ですが、お諮りいたします。

受付番号16は、議案書10ページ、第5条の農地転用の受付番号5について、許可相当とした場合の残地として農地となります。よって、5条転用を先に審議し、仮に許可相当となった場合、引き続き、受付番号16の審議を行いたいと考えます。許可相当とならない場合、以降の進行の進め方につきまして改めてお諮りをしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案書10ページ、日程第2、議案第22号、受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

郷ふれあい公園の整備により、現在居住中の本郷壽閑寺付近の土地が収用されることになり、移転が必要になったため、所有する耕作地の付近で新たに農家住宅を建設する必要が生じたことから、転用申請に至ったものでございます。申請農地の立地基準ですが、10ヘクタール以上の農地の広がりの方に位置しており、第3種農地、第2種農地の要件はないため、第1種農地となります。第1種農地の転用は原則として許可することはできませんが、農地法施行規則第33条第4号におきまして、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについてはこの限りではないと規定されております。転用の目的は、■■■さんが居住する住宅で、申請地につきましては、案内図のとおり、北側と、それから道路を挟んで南側と西側をそれぞれ住宅に接しております。東側につきましては、数筆の農地を挟んで県道に建ちます。県央地域県政総合センター農地課の見解として、国からの運用通知に従い、集落に接続するという部分については、既存の集落と間隔を置かないで接する状態を言うが、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、申請にかかる農地の位置から見て集団的に存在する農地を蚕食し、または分断するおそれがなく、集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して既存の集落と申請にかかる農地との距離が最小限であると認められることから、施行規則に適合するとの確認をいただいております。よって、第1種農地ではありますが、この申請に限っては、自己住宅への転用について、農地法令上の支障はないものと判断しております。

続きまして、転用面積、■■■平方メートルについてご説明します。転用許可申請書に添付の全部事項証明書によりますと、昨年11月2日に、■■■番■■■■平方メートルを、■■■番■■■■ヘクタールと、■■■番■■■■平方メートルに分筆しております。資料9-2ですが、公図がついておりますので、見ながら聞いていただければと思うんですけども、分筆の理由といたしまして、公園の整備により収用される土地の登記面積が■■■平方メートルですが、■■■さんが収用代替地として取得可能な土地の面積の上限では、規定により■■■倍の■■■平方メートルまでとなっております。このため、■■■平方メートルを分筆して上限

に収まる面積に抑え、■■■平方メートル分のみを農地転用するものです。譲渡人の■■■さん側は、■■■平方メートル全ての売却を条件にしておりまことから、■■■■番■■■平方メートル、公図でいきますと■■■■■の細長い土地が■■■■■として残りますけれども、この部分については、農地としての残地になります。その前の9-1の案内図ではかなり大きく書いちゃっていますけれども、実際には細長いところになります。大きく表示されてございますが、この公図にありますように、実際は細長い短冊状の土地です。この残地については、仮に本案を許可相当とご決定いただいた場合、直ちに農地法第3条の所有権移転許可案件としてご審議願いたいと考えております。

続いて、資料9-3、土地利用計画図の扱いとなっておりますので、御覧ください。図は、上が北を指しております。建物としては、申請地内の東側に延べ床面積■■■■■平方メートルの木造2階建て専用住宅、西側に■■■■■平方メートルの軽量鉄骨造平屋建て倉庫、ヨドガレージという既製品のようなですけれども、建築する計画です。なお、住宅については平面図と立面図、倉庫については立面図を資料9-7から12までとしてつけておりますので、後ほどご高覧ください。

続いて、資料9-5、9-6の断面図によりますと、敷地については、道路面から最小で5センチ、最大で39センチとなるように盛土をいたします。事業計画書によりますと、敷地内は整地、転圧、砂利敷き、出入りは南西部分として、それ以外は西側がコンブロ3段積み、北と東は2段積みとして、土砂等の流出を防止することになっております。雨水については、敷地内浸透処理とし、汚水、生活排水については、合併処理浄化槽を設置することで対応、隣地に流出しないような計画となっております。申請地の東側、■■■■■のさらに東に隣接する■■■■■の所有者、耕作者である■■■さんからも同意を得られております。ほか、市まちづくり条例に基づく協議も終了しており、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用についてはやむなしと思われます。

以上でございます。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 譲受人の■■■さんですが、本郷■■■■■■■■■■にお住まいの■■■さんの経営世帯に入っております。■■さんと妻の■■さん、子の■■さんと■■さん、■■■さんの5人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では、■■■■さんになっております。■■■さんご自身については、農業経験年数は10年、農業従事日数は250日だそうです。■■■■さんの世帯の農業経営面積は、自作地■■■■■平方メートル、議案書のとおりですが、今月から許可要件の下限面積である30アールは廃止されておりますので、特段問題はございません。機械については、トラクター1台を所有となっております。許可を得たい農地については、地域農業集落の取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に支障はないと思われま。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございませんでした。許可するに際して特に問題ないものと思われま。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 こちらも現地調査をした結果、先ほどの5条の受付番号5の続きとして、畑を耕耘されておりましたので、問題ありません。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号16について、質疑のある方。

【2番委員】 内容については特に質疑はないのですが、資料のつくりの問題で、事務局のほうにお願いしたいのですが、今回の受付番号16のやつは、面積が■■平方メートルということですよ。資料6-1と資料9-1が同じ図面だと思ってるんですが、■■■■の今回の16番の申請の幅は、本当に幅が狭い。これだと大分面積があるかのように両方の図面がそうなっているんですね。これ、本当に薄い線が入るぐらいの図面でいいのだと、それが正しいのだと思ってるんですが、資料のつくりの点で、今後、お願いいたします。

【事務局長】 承知いたしました。

【主 査】 スケール感を大事にさせていただきたいと思います。

【議 長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号16について、採決をさせていただきます。
許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

次に、改めまして、議案書9ページ、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号3ですが、第3回定例総会において継続審議となった案件でございます。継続審議の理由の1つとして、申請地に手続のない物置がございました。この是正について、議案書22ページ、受付番号6のとおり、西側の別の農地に移設する旨の届出があったところです。

お諮りいたします。受付番号3の転用の審議をする前に、受付番号6の届出を了承することが必要と考えます。よって、届出について先に報告させていただいた後、転用の審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案書22ページ、農地法施行規則第29号第1号の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号6について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 こちらは、農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならないとされておりますが、例外として、農地法施行規則第29条第1号において、耕作の事業を行う者が2アール未満の農地をその者の農作物の育成のための農業用施設に供する場合は許可不要と規定されております。この例外に該当するものかどうかを届出により農業委員会が確認するものでございます。

議案書 22 ページ、受付番号 6、申請地は、上郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米のうち■■■平米、議案書のとおりでございます。転用者は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■、転用の目的は、農機具収納施設、施設の規模は、■■■平米の物置 1 棟と■■■平米の物置 1 棟、その基礎部分である土間コンクリート面積が■■■平米でございます。資料でございますが、資料 12-1 に案内図及び写真、資料 12-2 に公図、12-3 が土地利用計画図等をつけております。法令に基づく届出ではないこと、性質上、許可不要案件であることを確認するためにこちらに提出していただいたところでございます。現在、現地は農地として適正に管理されておりますので、特に問題ないと考えております。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

地区委員の意見といたしまして、私のほうから一言申し上げたいと思います。

先月の定例総会で継続審議となった案件ですけれども、きのうの現地視察の中で、隣の農地に移設場所をつくるということで確認しております。そこらは、お父さん、持主が■■■■■さんで、高齢です。そんなことで、家からちょっと離れているので、農機具等の置場を前々からつくりたいと、置いておきたいという旨でございました。現状はそのようなことでございます。

それでは、受付番号 6 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようですので、受付番号 6 について了承でご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書 9 ページ、日程第 2、議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてに戻ります。

受付番号 3 について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 こちらの案件につきましては、令和 5 年第 3 回定例総会の前日、3 月 27 日に実施された現地調査において、申請地の東側に基礎つきの物置らしきも

のが設置してあり、そちらは農業用施設の届出は未提出となっており、農地として疑義があるのではというところで、3月の定例総会にて継続審議になった案件でございます。

受付番号3、申請地は、上郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■
平米、議案書のとおりでございます。転用者は、河原口■■■■■■■■■■
■■■、■■■■、■■■■、譲渡人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、議
案書のとおりです。転用の目的は、農家分家新築、権利の種類は、使用貸借
権の設定です。現地の案内図及び写真につきましては、資料7-1、なお、
資料7-1以外につきましては、資料7-2から7-9まで、公図、土地利用
計画図、断面図、ほか平面図等を配付しております。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見として、私のほうからお話いたします。

先ほど申し上げましたけれども、地主の■■■■■さんは、もうすぐ90になろうかと、夫婦で高齢でございます。そのような中ですけれども、娘さんの農家分家ということの申請でございます。その娘さんが、お父さん夫婦の面倒も見ながら、畑のほうも手を出していきたいというような趣旨でございました。

以上です。それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 本件について、譲渡人である父、■■■■の血縁関係である■■■■夫妻が現在海老名市内の借家に住んでおりますが、父の農業の手伝い、親の介護を見据えて、今回、申請地に分家住宅を新築することにより、本件申請に至りました。また、本申請地を選定するに当たり、近隣市街化区域等も探しましたが、金額や面積の面から適地が見当たらず、親の農業の手伝いや介護を考慮したときに、本家住宅の近くが望ましく、本家の所有する農地の中でも本申請地が適地であったということを伺っております。

続いて、本件申請地の農地の立地基準については、第2種農地になります。資料7-1に中段にありますとおり、こちらは農用地区域外で、甲種農地、第3種農地の要件はなく、JR海老名駅からおおむね500メートル以内の区域にあるため、第2種農地と判断できます。

分10分の2、議案書のとおりでございます。転用の目的は、資材置場及び駐車場、権利の種類は、所有権の設定です。現地の案内図等につきましては、資料8-1、資料8-1以外につきましては、8-2から8-7まで、公図、土地利用計画図、平面図、断面図等をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 4月5日に代理人の■■■■の方が来られまして、説明を受けました。いろいろ説明を受けましたけれども、この周りの状況が、会社と駐車場になっております。それで、近隣の方のご理解も得ておるといってございまして、問題ないと判断し、署名、捺印をいたしました。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 本件である■■■■■■■■は、現在、海老名市本郷に3か所、それから、厚木市愛名に1か所、合計、4か所の資材置場がありまして、全て借地であります。コロナも減少しつつある中で、資材は高くなり、4か所の資材置場を集約して搬出入の効率化を進め、事業の業績を上げる必要があることから、本件申請に至りました。

また、本申請地を選定するに当たり、綾瀬スマートインターから10分ほどに位置し、前面道路が6メートルあるので、資材運搬用トラックもスムーズに搬出入でき、敷地の隣接に住宅がないため、騒音、砂じん等で近隣に迷惑をかけることが少ないため、現在借りている資材置場と同等の面積で1か所に集約するために本申請地が適地であったとのことです。

続いて、本申請地の農地の立地基準については、第2種農地になります。資料8-1の中段でございますとおり、こちらは農用地区域外にあり、甲種農地、第3種農地の要件に該当せず、市街化区域から500メートル以内の区域内ある農地の区域で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断できます。

続いて、資料8-3、土地利用計画図を御覧ください。図は、上が北を指しております。敷地内の東側を切土してから整地にし、10センチほどの砂

利敷きとし、隣接農地や農作物に支障がないよう周囲に土留め鋼板を設置します。また、西側中央部を出入口とし、縁石ブロックと鍵付チェーンを設置する計画となっており、北東側の農地との境界はのり面処理をするため、耕作等に支障がない旨を伺っております。雨水については、敷地内の周囲に浸透処理施設を設置し、敷地内で浸透処理する計画となっております。なお、転用の面積の関係から、まちづくり条例において、敷地内に防火水槽の設置が義務づけられておりますので、その位置図については資料 8-6 を御覧ください。

また、誓約書により、許可後の転用目的どおり使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 同じく、昨日、現地調査をしてまいりました。5,000平米を超える広い土地でございます。南側の■■■■■■と■、これが若干下がっておりまして、必要なところに土留め鋼板をするというようなお話を伺ったのと、雨水対策として、浸透パネルを外周に設置する処置をするというようなお話を伺って、問題ないと判断しております。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

【19番委員】 造成計画平面図なんですけど、これを見ますと、東側に土盛りするんですよ。高さ1メートル20ぐらい。これは宅地造成法とかそういった規制にかかってこないんですかね。あと、面積が5,000平米以上ありますから、本来なら開発関係が関わっちゃうんですけども、開発関係からも除外されるような形なんじゃないでしょうか。土盛りがちょっとよく分からないんです。何のために土盛りをするのか。

【主任主事】 こちらについて、土盛りは特に入っていないので、凡例に盛土と書いてあるんですけども、こちらは凡例のみでありまして、基本的に切土する。

【19番委員】 東側に土盛りするんですよ。断面図にあるでしょう。土地利用計画断面

図のほうにも土盛りしているじゃないですか。かまぼこ状に。

【主任主事】 土盛りはせずに切土をして、切土をした部分を全部整地として。

【19番委員】 切土した土地をそこに盛るわけでしょう。土地の形状変更に関わるでしょう。ということは、盛土したということになるんじゃないですかね。

【主任主事】 盛土はしないというふうに伺っております。

【19番委員】 宅地造成法の1メートル以上の盛土をする場合には宅地造成法の規制にかかっちゃうということなんですけど。宅地造成法とは全く関係ないですか。開発関係があると。

【主任主事】 開発のほうからも特にそのようなことは伺っておりません。

【19番委員】 山なんか崩しても、切り盛りゼロにする場合がありますよね。造成計画で。そういう場合は同じ敷地内で切り盛りで土を調整するんですけども、そういった場合、土を1メートル以上盛れば、宅地造成法に関わってくるような形状変更になるんですけども、ここでは問題はないんですか。ならば別にいいんですけども。開発関係とは違うので、宅地をつくるわけではないので、農地のことなので。ただ、農地もこのまま転用してしまえば、最終的には住宅地を建てられますよね。工業地域なのかどうか、それは分かりませんが、やろうと思えば宅地造成する可能性はありますよね。

【主任主事】 そうです。可能性はあります。

【19番委員】 それをどうのこうのというわけではないんですけど。別に問題がなければ、いいです。

【主任主事】 特に問題ないことを伺っています。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号4について、採決をさせていただきます。許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手多数であります。よって、許可相当といたします。

続きまして、受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

、1者当たり、自家用車、トラック、10台として、合計30台ほどのスペースが必要であることのことです。

続いて、本件申請地の農地の立地基準については、第2種農地になります。別紙資料10-1の中段に記載してありますとおり、こちらは農用地区域外で、甲種農地、第3種農地の要件に該当せず、市街化区域から500メートル以内の区域内にある農地の区域で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断できます。

続いて、資料10-4の土地利用計画図を御覧ください。図は、右が北を指しております。敷地内を砂利敷き仕上げとし、申請地北側を出入口として設けて、各借主が10台ずつ、合計30台の車両が止められるようになっており、東側は既存フェンス、西側、南側を土留め鋼板を設置し、隣接農地に砂利等の飛散防止の計画となっております。なお、敷地外周には単管パイプを設置することになっております。雨水につきましては、敷地内の西側、南側に浸透処理施設を設置し、敷地内で浸透処理する計画となっております。

また、誓約書により、許可後の転用目的どおり使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 こちらも、昨日、現地調査をしてきました。現地はよく管理されている状況にありました。問題ないと考えます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号6について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

次に、受付番号10、被相続人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年5月23日から令和5年4月26日までです。特例農地等の明細でございますが、上今泉■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、面積、■■■■平米、ほか3筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

次に、受付番号11、被相続人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年5月23日から令和5年4月26日までです。特例農地等の明細でございますが、大谷■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農振農用地区域内、面積、■■■■平米、ほか9筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

次に、受付番号12、被相続人は、大谷■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年5月23日から令和5年4月26日までです。特例農地等の明細でございますが、大谷南■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、面積、■■■■平米、議案書のとおりでございます。

次に、受付番号13、被相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年5月23日から令和5年4月26日までです。特例農地等の明細でございますが、門沢橋■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、面積、■■■■■■■■■■平米、ほか2筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

次に、受付番号14、被相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年5月23日から令和5年4月26日までです。特例農地等の明細でございますが、門沢橋■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、生産緑地、面積、■■■■■■■■■■平米、ほか1筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

最後に、受付番号15、被相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■、相続

人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年5月23日から令和5年4月26日までです。特例農地等の明細でございますが、門沢橋■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、面積、■■■平米のうち■■■平米、議案書のとおりでございます。

事務局で4月14日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号9から15まで、質疑のある方、一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号9から15までについて、一括で採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、一括して承認いたします。

次に、議案書16ページ、日程第4、議案第24号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議案第24号についても、本日に限り、一括説明、質疑、採決により進めさせていただきたいのですが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

議案書16ページ、受付番号1から、議案書18ページ、受付番号3までについて、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 では、一括でご説明させていただきます。

引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について、この証明は、相続税

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、質疑のある方、一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1から3までについて、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、一括して承認といたします。

次に、議案書19ページ、日程第5、議案第25号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号19について、事務局から提案説明をお願いします。

【主幹兼管理係長】 それでは、議案書19ページ、農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。同法は本月1日に改正が施行されましたが、附則で経過措置が設けられ、当分は改正前の基盤法に基づく農地の貸し借りが可能となっております。なお、審議に際しては、改正前の基盤法の条項を使用いたしますので、あらかじめご承知ください。

これまでどおり、申出の審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。

それでは、提案説明をいたします。

受付番号19、借り手は、勝瀬175番地の1、一般社団法人海老名市農業支援センター、代表理事萩原圭一、貸し手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、上郷■■■■■■■■■■、現況地目、畑、地積、

■■■平米です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和5年5月1日から令和5年12月31日まででございます。こちらは農業振興地域内、1件の新規の計画となります。この案件につきまして、4月14日に事務局で現地確認を行ったところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手である一般社団法人海老名市農業支援センターにつきましては、農用地集積計画の法定要件が定められている、改正前の農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われまます。

なお、一般社団法人海老名市農業支援センターでは、直接事業として当該地において市民向けに農作物の収穫イベントを行うとのことです。

説明は以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号19について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号19について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号20について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号20、こちらも、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申し出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。

項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書24ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年3月1日から31日までの間に届出がされたものです。受付番号3の1件、田、142平米、畑、0平米です。

続いて、議案書25ページ、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年3月1日から31日までの間に届出がされたものです。受付番号9から11までの3件で、田、0平米、畑、428平米で、こちらは原野を抜いた合計面積でございます。これらにつきましては、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 特にございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

【2番委員】 本日も非常に案件が多くて、慎重審議いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして令和5年第4回定例総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。